平成30年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項 の規定により公表します。

浜松市監査委員

目 次

監査結果	に其・	づく	措置
典 丑 小山 不	1-4-	- \	

監査結果に基づく措直 天 竜 区 役 所 ま ち づ く り 推 進 課 ・・・・・・・ 1

監査結果に基づく措置

天竜区役所

<財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者)>

まちづくり推進課

- 公の施設の指定管理者:株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体
- ・施設名:浜松市天竜ボート場

【指摘事項】(指摘年月日: 平成30年9月13日)

平成29年度、天竜ボート場において、浜松市天竜ボート場条例第4条に定める日以外に休場とした日があったが、臨時に休業する場合に必要となる市長の承認を得ていない。 休場の取扱いについては、条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【措 置】(報告年月日: 平成30年9月20日)

臨時に休場する場合の手続について、5月23日に指定管理者に対し必要となる申請様式等を確認し、市長への承諾を得ることを徹底するよう指導しました。

また、施設の開場、休場を確認するため、平成30年6月分より指定管理者へ開場計画表と開場実績表の提出を求め、所管課においてその確認を実施しています。

なお、休場日以外に休場する場合の市民への告知については、5月23日より施設やホームページにて実施することとしました。

今後は、条例や規則、基本協定書に基づき適正な処理を行うよう指導してまいります。